

マイナ保険証をご利用ください！

12月2日から現行の被保険者証（保険証）は発行されなくなります。

法令の改正により、これまでの被保険者証（保険証）の発行ができなくなり、マイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を利用する仕組みに本格的に移行していきます。

マイナンバーカードを持っていない人や保険証利用の登録をしていない人は、手続きをしてマイナ保険証を使ってみましょう。



マイナ保険証を使用するメリット

その1 データに基づく、より良い医療が受けられる

過去に処方された薬の情報が医師や薬剤師と共有されるため、データに基づいたより良い医療が受けられます。

その2 自身の健診情報を確認でき、健康管理が充実

「マイナポータル」*を利用すれば、健康記録や薬剤情報を閲覧できるので、きめ細かな健康管理ができます。

その3 医療機関で、限度額以上の支払いが不要に

医療費が高額になったときに、「限度額適用認定証」を提示しなくても、その医療機関での自己負担限度額以上の支払いが不要になります。

その4 転職や転居をしても、保険証の切り替えが不要

転職や転居をした場合でも同じマイナンバーカードで受診できます。
ただし、保険者（国保や健保組合など）への手続きは必要です。

その5 医療費控除の確定申告が簡単に

医療費控除を受けるための確定申告で、領収書を提出する必要がなくなり、簡単な手続きで行えるようになります。

その6 電子処方箋で、薬の受け取りがスムーズに

紙の処方箋に代わる「電子処方箋」を簡単に利用でき、処方の待ち時間が短縮されるなど、薬の受け取りが便利になります。

* 「マイナポータル」は、マイナンバーカードを使った行政手続きのオンライン窓口です。

12月以降の利用について

国民健康保険加入または後期高齢者医療加入の人

【マイナ保険証をお持ちの人】

現在お持ちの保険証またはマイナ保険証をご利用ください。保険証の有効期限以降はマイナ保険証をご利用ください。有効期限を迎える前に現在の資格情報が確認できる「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。

【マイナ保険証をお持ちでない人】

現在お持ちの保険証を有効期限までご利用ください。有効期限を迎える前に、保険証に代わるものとして「資格確認書」を送付する予定です。

*保険証の有効期限は次のとおりです。

国民健康保険：令和7年12月1日 後期高齢者医療保険：令和7年7月31日

社会保険加入の人（国保組合含む）

健康保険ごとに対応が異なりますので、ご加入の健康保険などに確認してください。



マイナンバーカードを保険証として利用するには？

STEP1 マイナンバーカードを申請

まずはマイナンバーカードを作ります。次の4通りの中から申請方法を選択できます。

- ①スマートフォンやパソコンなどを使いオンライン申請をする。
- ②郵送で申請する。
- ③まちなかの証明写真機から申請する。
- ④窓口（役場1階1番窓口）で申請する。



STEP2 マイナンバーカードを保険証として登録

マイナンバーカードを受け取ったら、保険証の登録をします。次の4通りの中から登録方法を選択できます。

- ①医療機関・薬局の受付に設置してあるカードリーダーで登録する。
- ②スマホやパソコンなどを使い「マイナポータル」から登録する。
- ③セブン銀行ATMから登録する。
- ④窓口（役場1階4番窓口）で登録する。



STEP3 医療機関・薬局で受け付け

マイナ保険証の利用方法は次の通りです。

- ①顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く。
- ②本人確認を行う（顔認証か暗証番号入力）。
- ③特定健診、服薬、限度額情報など、情報提供の同意確認を選択する。



Q & A

Q マイナンバーカードを作らないといけないの？

A マイナンバーカードは本人の意思による申請により交付されるもので、義務ではありません。マイナンバーカードをお持ちでない人は、保険証の有効期限を迎える前に、資格確認書を送付します。

Q マイナ保険証でないと病院で診療してもらえないくなるの？

A マイナ保険証でなくても診療してもらえます。マイナ保険証をお持ちでない人は、保険証の有効期限を迎える前に資格確認書を送付しますので、保険証の有効期限後は資格確認書をご利用ください。



↑厚生労働省マイナ保険証利用対応の医療機関・薬局はこちら

問合せ

マイナンバーカードの保険証利用のこと

●マイナンバー総合フリーダイヤル ☎(0120)95-0178
平日 午前9時30分～午後8時
土日祝日 午前9時30分～午後5時30分
＊年末年始を除く



↑厚生労働省ホームページはこちら



↑デジタル庁ホームページはこちら

国民健康保険について

●保険医療課 国保年金グループ ☎(0564)62-1111(内線142) FAX(0564)63-5334
後期高齢者医療について
●保険医療課 医療グループ ☎(0564)62-1111(内線145) FAX(0564)63-5334